

報告第1号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年3月4日提出

天理市長 並 河 健

専決第11号

専 決 処 分 書

令和7年9月9日午後3時23分頃天理市守目堂町70番1先の市道158号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和7年12月16日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 925,320円